

2021 兵庫陸上競技秋季記録会 競技注意事項 パラアスリート向け例外事項

本競技会にパラアスリート枠で出場する選手のクラスと種目はつぎの通り。

＜トラック・跳躍＞															
障害種別		視覚障がい			知的	脳性麻痺(立位)				四肢機能障がい(立位)			切断(義足使用)		
クラス		T11	T12	T13	T20	T35	T36	T37	T38	T45	T46	T47	T61	T63	T64
100m	男子	1	4		1	0	1	2	0	1	1	2		2	3
	女子	0	1		0	1	0	0	2	0	0	0		1	0
200m	男子			1	0			1			1		0		2
	女子			0	1			0			0		1		0
400m	男子			1	0		2		0						
	女子			1	1		0		2						
800m	男子						1								
1500m	男子	1			3			1							
	女子	1			2			0							
3000m	女子				1										
5000m	男子	1			3										
	女子	0			1										
走幅跳(LJ)	男子				1				1		1	0	1	1	
	女子				1				0		1	1	1	0	

＜投てき＞																	
障害種別		視覚障がい			切断・機能障害(立位)												
クラス		F12	F13	F46													
やり投(JT) 800g	男子	1	1	1													

【WPA 公認】

本競技会は、世界パラ陸上競技連盟(WPA)公認の手続きされており、既存の世界記録またはアジア記録を超えた場合は新記録としてWPAに申請がなされる。WPA ランキングの対象ともなる。本競技会ではドーピング検査を実施する。

【競技規則の適用】

本競技会出場にあたっては「日本陸連競技規則で競技できる競技者」に限定することが募集要項に明記されている。従って、本競技会に出場するパラアスリートも日本陸連競技規則のもとで競技することとし、本競技会の競技注意事項の内容を理解して競技に臨むこと。ただし例外として、パラ陸上競技に特化した事象で、下記に特記されていない内容についてはWPA規則が適用される。

1. トラック種目では健常の競技者と同じスタートリストに編成され競技をおこなう。
2. フィールド種目は、健常の競技者と同じスタートリストに編成され、同一条件で競技

をおこなう。

3. T13 と T20 については日本陸連規則を完全に適用する。
4. T11 でのアイマスクとアイパッチの着用については WPA 規則を適用する。
5. T11 はガイドランナーが必須である。ガイドランナーとの出走については日本陸連規則で公式に認められている。
6. T11 と一部の T12 の 100m はガイドランナーと一緒に走るため 2 レーンが割り当てられるが、本競技会では、WPA 規則とは異なり偶数レーンが割り当てられることもある。
7. T12 でのガイドランナーとの出走は任意である。ガイドランナーを事前に申告した競技者には T11 同様、2 レーンが割り当てられるが、1 人で走る競技者には 1 レーンのみが割り当てられている。
8. T11 の 5000m ではガイドランナーの交代が申請されており、2 名のガイドランナーが登録されている。ガイドの交代は WPA 規則により、バックストレートの審判長が指定した場所でおこなわれる。当該競技者は、何メートルで交代するかを招集所に申告すること。
9. ガイドランナーはガイドであると識別できるビブスを着用すること。ビブスはコロナ感染対策により主催者では用意しないので、各自で手配すること。
10. ガイドランナーに関わるルールは WPA 規則が適用される。従ってガイドランナーは競技者よりも後ろでフィニッシュラインを通過しなくてはならない。テザーについても WPA 規則による。
11. 視覚障がい(T11, 12, 13)と知的障がい(T20)のクラスではスターティングブロックの使用は日本陸連規則が適用され必須である。それ以外の脳性麻痺(T35, 36, 37, 38)、四肢機能障がい(T45, 46, 47)、切断(T61, 63, 64)のクラスではスターティングブロックの使用は任意であり、スタンディングによるスタートも認められる。クラウンチング姿勢で両膝が接地しなくてもよい。
12. 両脚切断の T61 では招集時に招集所で MASH(最大許可身長)の計測がおこなわれる。

【特別な配慮のリクエスト】

競技注意事項に記載された以外に特別な配慮が必要な競技者は、受付時に、任意の書式に記入したリクエスト事項を提出し、審判長の判断をおおぐこと。それ以降の特別な配慮リクエストは認めない。